

学校いじめ防止基本方針

豊中市立庄内よつば学園
令和8年(2026年)4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神を基盤にして一人ひとりを生かし、豊かな人間性を育む」を教育目標の一つに掲げ、「豊かな心を持った子ども(思いやりを持って自他を尊重し高めあっていく)」を求める子ども像とし、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、全ステージ長、前後期生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター、支援教育コーディネーター、通級指導担当、養護教諭、第7,8,9年生徒指導担当者、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取組状況の把握と検証(PDCA)

- (1) 生徒指導主事および児童生徒支援コーディネーターが月々の資料を作成し、いじめ対策委員会で進捗状況を把握する。
- (2) 学期末反省等で、対応したケースや指導の方向性についてフットワーク軽く検証を行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底された、人権尊重の精神がみなぎる環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成し道徳等で学習する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を、特別活動等で高めていくことが必要である。

- ・ いじめの未然防止のために、全教職員が取組む体制を整える。
- ・ いじめの未然防止のために、子どもたちが安心安全に学校生活を送ることができるよう平素から「いじめの構造」等についての共通理解を図り、常に児童生徒の実態把握に努め、指導に当たっては日ごろからいじめを許さない気風を培う中で、未然防止、早期発見・対応等の一貫した指導を行う。
- ・ いじめの未然防止のために、学校は人間関係（絆）を構築したり、破たんしたり、修復したりすることができる居場所であると位置づけ、学校生活の中で破綻しかけた人間関係（絆）を紐解き、その修復を支援し再出発に向かわせることで、居場所を確保する。

2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

教職員は、職員会議や連絡会における情報交換や校内研修などを通じて、いじめについての知識と理解を深めるとともにいじめを見逃さないスキルを身につけるよう取り組む。また、児童生徒に対しては、全校集会、児童会生徒会活動、学級活動などの場面を通じて、「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許してはならない事象である」という意識が醸成されるよう取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じて、円滑な人間関係を作ることのできる力や人とつながる力を育てるよう取り組む。とりわけ、集団づくり、授業づくり、道徳教育において、社会性を持ち社会の一員としての自覚を持つ児童生徒、他者を理解し他者とのつながりを大切にす児童生徒の育成を目指す。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの背景には、「いや」を伝えられない、ストレスに対して誤った対処行動をとってしまう、自己肯定感や自己有用感を持ってない、といった児童生徒の状況がある。そのような状況を踏まえ、自分の気持ちを言葉にして伝えるコミュニケーション能力や円滑な人間関係を作ることのできる力を育てなければならない。また、児童生徒のストレスを増大させやすい一方的な学習指導や児童生徒指導、部活動指導ではなく、児童生徒が自ら学び考え行動できるような授業づくりや集団づくりを進める必要がある。なお、教職員の不適切な言動が児童生徒のいじめを助長する例も見られることから、指導には十二分の注意を払うとともに、支援教育やユニバーサルデザインの視点を生かした、児童生徒理解や支援に努めるべきである。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

児童生徒が互いの人間関係を豊かにし、信頼感を高め合うよう、主体的かつ協同的に活動する場面を学校生活に数多く設定し、自己有用感や自己肯定感を育むプログラムをマネジメントすることが大切である。特に、合宿、キャンプ、修学旅行などの宿泊プログラム、ボランティア体験学習、職場体験学習、進路学習などのキャリア形成プログラム、異学年交流などの児童会生徒会プログラムにおいて、社会や地域の様々な人と出会い、共に活動することにより、人に期待されそれに応えようとする、人に受け入れられ人の役に立つ、という思いを児童生徒が得られるようなプログラムづくりを工夫する。さらに、これらのプログラムをより効果的に進めるため、地域住民や地域の幼稚園や保育などと連携を強め、子どもの育ちを地域全体で見守ろうとする意識を醸成するよう努める。

(5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む

児童生徒自らがいじめを正しく理解し、いじめを見逃さず許さない言動ができるよう、児童会生徒会を中心とする児童生徒が主役となる学校づくりに取り組ませる。その中で、児童生徒自身が学校や学級のルールづくりに関わり、学校生活で生起する様々なトラブルを自分たちで解決していく過程を体験させる。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

(1) 児童生徒のサインを見逃さないこと

授業や行事など、児童生徒全員そろって活動する場面では、集団の中での児童生徒の居場所や様子について丁寧に観察する。また、休憩時、昼食時、清掃時など、授業以外の時間にも、児童生徒の様子を見守り些細な変化や困り感を見逃さないようにする。日頃から、児童生徒への声かけをこまめに行い、児童生徒が困ったときに、話しやすく相談しやすい雰囲気をつくり、児童生徒からのサインを見逃さないようにすると同時に、教職員から「みんなを見ているよ」というサインを出し続ける。

(2) 児童生徒の情報を共有すること

朝の打ち合わせや職員会議、学年会などの場面では、課題を有する児童生徒だけでなく、できるだけ多くの児童生徒について、その状況を共有する。これら、定められた会議の場面だけではなく、日常的に児童生徒の状況を会話にし、それぞれが得た情報や感触が自然に共有されるようにする。また、児童生徒と特定の間人関係を持つ教職員だけでなく、校内や校外のいろいろな立場の人から情報が得られるよう情報のネットワークを広げる。

(3) 児童生徒のサポート体制を強化すること

定期的な教育相談窓口としてSSWやSCを配置する。
(必要に応じて教育委員会より)心理士を派遣してもらう。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 児童生徒の実態把握

日常の見守りの中から教職員が児童生徒と気軽に会話を交わし、生徒が心開ける場面をつくる。その上で、学期ごとに生活アンケート調査を行い、いじめをはじめとして、児童生徒の家庭生活や学校生活における困り感をいち早く把握する。また、年度初めの地区訪問や学期途中のミニ懇談、学期末の懇談には、教職員がカウンセリングマインドを持って臨み、教育相談の時間となるようにする。

(2) 保護者との連携

保護者が子どものことについて安心して相談できるよう、日常の教育活動を通じて、学校への信頼感が高まるよう努めるとともに、学校での子どもの状況について、保護者に適切に情報提供する。また、家庭訪問や懇談を通じて、教職員が積極的に保護者の子どもへの思いや悩みを受け止める。

(3) 相談体制

児童生徒や保護者に対して、相談窓口を広く周知することとし、校内においては、児童生徒や保護者が抵抗なく相談できるよう、担任、副担任、学年教員、養護教諭、スクールカウンセラーなどがさまざまな相談窓口を用意する。学校への相談を躊躇したり、より専門的な相談を望む児童生徒や

保護者もいることから、校外における相談窓口として、教育センター、青少年交流文化館いぶき、豊中市児童相談所、豊中市こども安心課、池田少年サポートセンター、所轄警察署等の関係機関を周知する。なお、校外における相談窓口を利用した際にも、状況や必要に応じて、学校がそれらと連携して対応することができることも周知しておく。

(4) 相談体制の周知・点検

学校だよりや学年だよりなどの配布物を通じて、相談体制の周知を図るとともに、相談体制が、児童生徒や保護者のニーズに沿ったものとして機能しているかどうか、いじめ対策委員会や生徒指導部会において定期的に点検する。

(5) 児童生徒の個人情報

教育相談等で得られた児童生徒の個人情報については、豊中市個人情報保護条例に基づき、児童生徒や保護者に不利益をもたらすことのないよう適切に取り扱う。

(6) 教職員の態度

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動、指導の在り方等に注意を払う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童生徒や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等も参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、初期段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を停止させ、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や生徒指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のためいじめ対策委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめが認知された場合、学校は教育委員会に報告し、必要に応じて相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、SSWやSC等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる。なおいじめた児童生徒が抱える問題等いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてSSWやSC等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」等の中間層の児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」等の中間層の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつ

なげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し児童生徒のエンパワメントを図る。その際、SSWやSC等とも連携する。運動会・体育大会や宿泊行事、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童生徒が、意見が異なる者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう、連続性を持たせて、適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携する。
- (3) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

豊中市立庄内よつば学園 問題行動への対応チャート

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ねらい

■チャート設置の基本的な考え方

- ①問題行動への対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を防ぐ
- ③保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚・成長を促す
- ④問題行動の段階により教育委員会、外部機関と連携を図り、事態の改善を図る。

■問題行動に応じた学校の対応について明示することで、生徒・保護者等からの理解・協力を求める

■問題行動の発生時に必要な対応について、5段階に分けて想定した。段階ごとに分けて対処する意義は、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

問題行動への対応

初期対応

担任・学年が状況を把握し、聞き取り・注意・指導を行うことを基本とする。

必要に応じて校内委員会を開き、事態の共有、協議、対応の検討と役割を分担する。

校内委員会のメンバー

管理職・生徒指導担当・学年生指・ステージ長・児童生徒支援コーディネーター・支援教育コーディネーター・
通級指導担当・養護教諭・関係学年担当教員

*その他状況に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを加えることもある

☆状況の把握…事実を時系列で整理し全体で共有する

☆協議と役割分担…対応方法を確認し、役割を分担する

(生徒からの聴取・聴取後の対応、保護者への連絡・対応等)

○校内委員会を開く事案については、教育委員会と連携して対応を図り事態の掌握に努める。

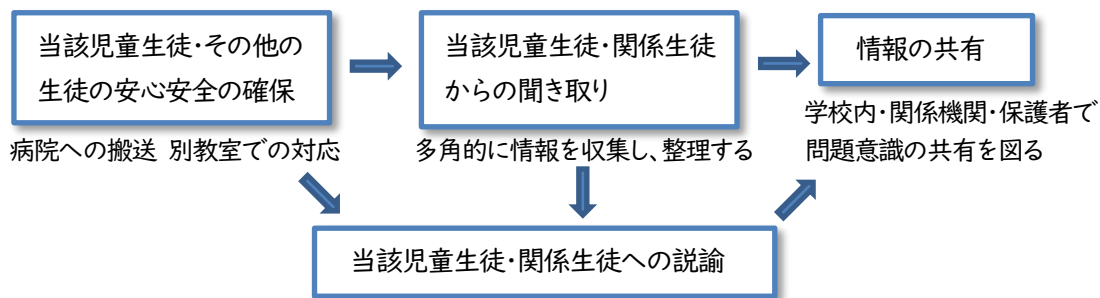
必要に応じて外部機関と連携しながら事態の収束を目指す。

○警察と連携が必要な事案については、問題レベルに関わらず警察への相談や通報を行う。

○被害者・保護者の意向(警察への相談・通報・被害届の提出等)を確認し、適切に対応する。

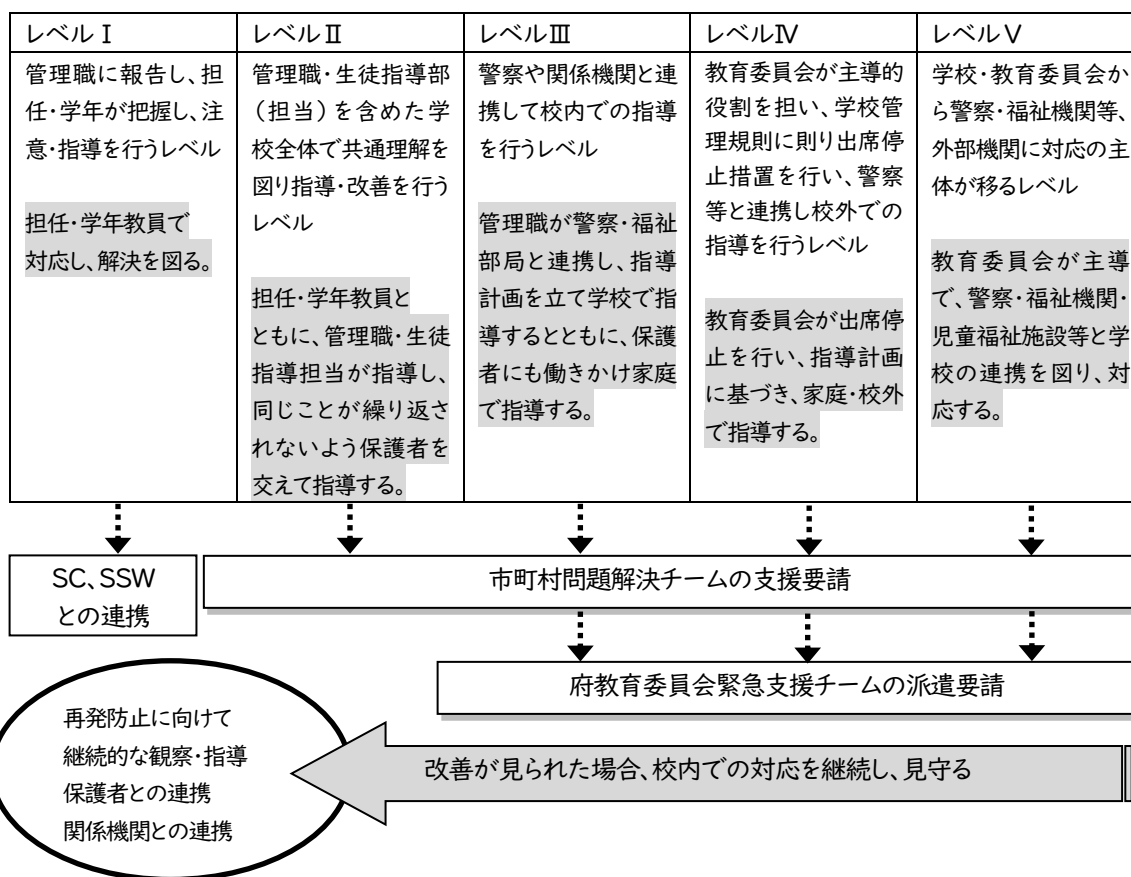
◎内容により、問題レベルに関わらず、教育委員会に状況を随時伝え、連携して対応を図る。

初期対応時のポイント



問題行動に対する毅然とした対応と児童生徒の内面に寄り添う姿勢を基本とする

問題行動レベルに応じた対応

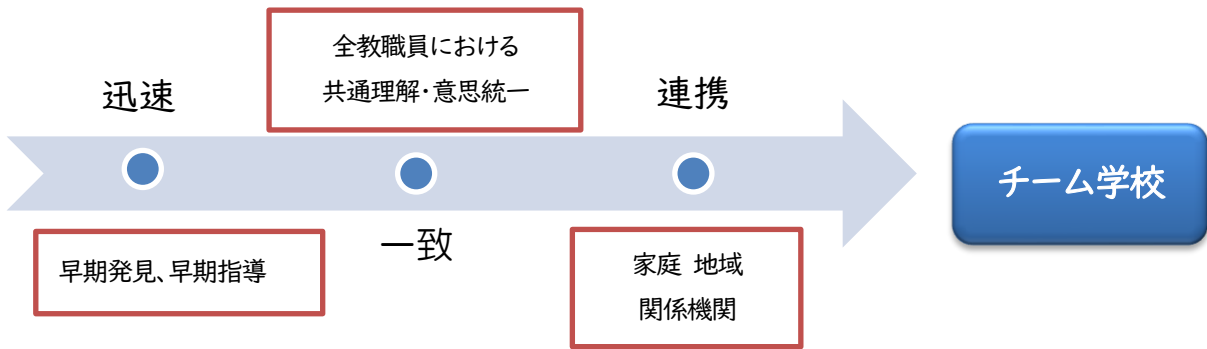


問題行動レベルの取り扱い

- 校内における基準をもとに、校内委員会のメンバーで検討し、問題行動レベルを位置づけ対応を図る
- 問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、関係機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応する

問題行動等発生時の校内での対応(例)について

☆問題行動等の対応については、迅速・一致・連携を念頭に指導にあたる



問題行動等の発生(発見者による即座の対応。難しい場合は職員室に連絡)

